

諮問日：平成28年2月22日（平成27年度（最情）諮問第26号）

答申日：平成28年6月28日（平成28年度（最情）答申第16号）

件名：最高裁判所事務総局刑事局と全国検察審査協会連合会との懇談会に関する
文書等の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「直近に開催された、最高裁刑事局と全国検察審査協会連合会との懇談会に関する文書（出席者名簿、配付資料、議事要旨等）」及び「直近に開催された、全国検察審査協会連合会定例総会に関して、最高裁が全国検察審査協会連合会との間で授受した文書」（以下「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件各開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年1月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

全国検察審査協会連合会（以下「全検連」という。）に関するウェブサイトの記事には、「最高裁判所刑事局との懇談会を毎年開催している。」との記載があり、また、平成20年10月発行の「司法の窓」第73号には、全検連会長と最高裁判所事務総局刑事局長（以下「刑事局長」という。）との対談記事が掲載されているから、最高裁判所は、全検連と密接な関係を持っているといえ、本件各開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、次のとおりである。

- 1 全検連は、検察審査員の経験者等で構成される任意団体である検察審査協会の全国組織であり、裁判所及び検察審査会とは別個の組織であると承知している。
- 2 最高裁判所事務総局刑事局（以下「刑事局」という。）と全検連との間の懇談会（以下「本件懇談会」という。）の実施の有無及び時期を確認するため、「検察審査会に関する事項」を所管する刑事局において、本件懇談会に関連する文書等の探索を行ったが、該当する文書は存在せず、最高裁判所事務総局秘書課、広報課及び総務局にも確認したが、該当文書は存在しなかった。

また、過去の全検連定例総会の実施の有無及び時期を確認するため、刑事局において、全検連定例総会に関する文書等の探索を行い、最高裁判所事務総局秘書課においても探索を行ったが、該当する文書は存在せず、同広報課及び総務局にも確認したが、該当文書は存在しなかった。

そのため、本件各開示申出文書は存在せず、これを作成し、又は取得したことがあるかどうかは不明である。

したがって、本件各開示申出文書は存在しないとして不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年2月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年4月11日 審議
- ⑤ 同年5月9日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月11日 審議

⑦ 同年6月22日

審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件各開示申出文書は、直近に開催された刑事局と全検連との懇談会に関する文書及び全検連定例総会に関して最高裁判所が全検連との間で授受した文書である。最高裁判所事務総長は、本件各開示申出文書は存在しないと説明しているから、その存否について検討する。
- 2 本件開示申出は、刑事局と全検連との間で懇談会が開催されていること及び全検連定例総会に関して最高裁判所が全検連との間で文書を授受していることを前提としたものであり、さらにその前提として、最高裁判所と全検連との間に関わりがあることを前提としたものと解される。

しかし、検察審査会は、検察審査会法に基づき設置された機関であり、検察審査会事務官が裁判所事務官の中から命じられる（同法20条）ものの、裁判所とは別の独立した機関である。また、全検連は、最高裁判所事務総長の説明によれば、検察審査員の経験者等で構成される任意団体である検察審査協会の全国組織である。そうすると、全検連と最高裁判所が何らかの関わりを持っていることが当然であるとは考えられず、ほかに関わりがあることを示す具体的な資料はない。

苦情申出人が提出した資料には、1998年（平成10年）に開かれた全検連定例総会に当時の最高裁判所長官が出席したことが記載されているが、当該資料は、その後もそのような関係が続いていることを示すものではない。また、苦情申出人が提出した資料には、平成20年10月発行の裁判所広報誌「司法の窓」に全検連会長と刑事局長の対談に関する記事が掲載されていたことが記載されているが、これが本件開示申出より7年前のことであることに加え、会長と刑事局長の対談の存在を示すものにすぎないことから、全検連と最高裁判所との間において組織的な連絡・会合が行われていることを示す資料であるとはいえない。したがって、これらの資料によっても、全検連と最高裁判所との

間において本件開示申出にあるような連絡・会合が行われていると推認することはできない。

そうすると、前提となる最高裁判所と全検連の組織的な関わりの存在を推認することができないのであるから、本件各開示申出文書の存在を推認することもできないというほかない。

3 そして、最高裁判所事務総長は、本件各開示申出文書の存否やその前提となる本件懇談会及び全検連定例総会の開催の有無を確認するため、「検察審査会に関する事項」を所管する刑事局及び関係する課又は局において、文書管理システム及びファイルを探索したが、本件懇談会及び全検連定例総会に関連する文書は存在しなかったと説明するところ、その探索方法は合理的であると認められる。

4 以上によれば、本件各開示申出文書は存在しないものと認められる。

5 以上のとおりであるから、本件各開示申出文書は存在しないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれらを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人